

宿 泊 約 款

くつろぎの宿

ねぎや

陔 楓 閣

〒651-1401 神戸市北区有馬町1537-2  
TEL(078)904-0675 FAX(078)903-0644





又は現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館（旅館）の故意又は過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館（旅館）はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、5万円を限度として当館（旅館）はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館（旅館）に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックする際お渡しします。

2. 宿泊客が、チェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が、当館（旅館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは当館（旅館）は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場

合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての、当館（旅館）の責任は第1項の場合にあっては同条第1項の規定に、同項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

（駐車場の責任）

第17条 宿泊客が当館（旅館）の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館（旅館）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当館（旅館）の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館（旅館）が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館（旅館）に対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法  
（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金1	① 基本宿泊料（室料+朝・夕食料） ② 税金 イ 一般消費税 ロ 入湯税
	宿泊料金2	③ 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金 ④ 税金 イ 一般消費税 ロ 入湯税

備考 1. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

（単位：％）

契約 申込人数	契約解除の通知 を受けた 日	不	当	前	2	3	5	6	7	8	14	15	30
		泊	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
14名まで		50	50	20	20	20							
15名～30名まで		50	50	20	20	20	20						
31名～100名まで		70	70	50	20	20	20	20	20	10	10		
101名以上		70	70	50	25	25	25	25	25	15	15	10	10

（注）1. ％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。